

令和元年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年6月13日

湯沢市農業委員会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年6月13日(木) 午後2時00分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後2時04分

閉会 午後2時58分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	12番	川崎 秀悦
2番	宮原 正明	13番	加藤 エリ子
4番	沓澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣 (会長)
11番	姉崎 与志弘		

2) 欠席した委員

3番	高橋 郁夫	8番	藤谷 清志
----	-------	----	-------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後2時04分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 申請許可状況
- (4) 非農地証明(専決事案)

3. 議 案

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 非農地証明願いについて

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 4 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 17 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、3 番 高橋 郁夫 委員、8 番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、15 番 佐藤 栄子 委員、16 番 瀬川 等 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 4 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p> <p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は12件、面積47,727㎡であります。解約理由は、整理番号18号、24号、26号は借人の都合によるため、整理番号19号は農業廃止のため、整理番号20号は兼業による経営縮小のため、整理番号21号から23号は第三者へ利用権設定するため、整理番号25号、29号は第三者へ所有権移転するため、整理番号27号と28号は利用集積計画による合意解約となっております。</p> <p>次に、3ページご覧ください。2 使用貸借契約合意解約は4件、面積6,849㎡であります。解約理由は、整理番号3号と4号は第三者へ利用権設定するため、整理番号5号と6号は第三者に所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に、3申請許可状況であります。先月の転用案件は5条所有権移転が3件で、いずれも秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無かったことから、5月16日付けで許可しております。</p> <p>次に、4非農地証明、先決事案が1件、申請土地は岩崎字上宿17-1、地目は畑で面積539㎡、平成7年7月28日付けで農地法第5条許可済みとなっております、住宅が建設され宅地として使用されております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 1 件、面積 12,114 m² であります。申請事由は経営拡張となっております。</p> <p>次に、議案書 6 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積 449 m²、桜桃が植栽されている畑地であります。申請事由は経営拡張で売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 10 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯</p>

<p>議 長</p>	<p>沢市農用地利用集積計画の決定について」、関連がありますので、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年 6 月 13 日提出。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書 8 ページの利用権設定整理番号 100 号は 17 番 水戸 義昭 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 100 号を審議しますので、17 番 水戸 義昭 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(17 番 水戸 義昭 委員、退席) (午後 2 時 16 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 100 号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>利用権設定整理番号 100 号は、地目が樹、面積 430.50 m²、賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 100 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>
	<p>(17 番 水戸 義昭 委員、着席) (午後 2 時 17 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 11 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 11 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 8 ページから 13 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 15 件、面積は 64,940 m²であります。新規の設</p>

	<p>定が12件、再設定は3件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は7件、面積は8,183㎡で、新規の設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
5番	<p>整理番号第88号と第89号の賃借人は、先に事業の縮小で借入れた農地を全て解約したと記憶しているが、今回の申請の経緯、事業の内容について説明願いたい。</p>
高橋主幹	<p>賃借人は30年度において、全ての借入地を解約しております。今回の申請は、トマトのメガ団地の関係で、事業計画に沿って賃借人が農地を借入、トマトの生産を行っていくものです。</p> <p>営農については、専任者を1名雇用し、必要に応じて補助者、パートを雇用して事業を進めることとしております。</p>
5番	<p>賃料が高いのではないかとと思われるが。</p>
高橋主幹	<p>単価は前の契約と同様に高めの設定となっております。水田利用の施設園芸であり、契約期間10年ということで、前の契約にならって賃料が高い設定になったものと考えております。</p>
議長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第11号農業経営基盤強化促進法の議事参与制限以外の</p>

<p>議 長</p>	<p>利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 14 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 1,622 m² であります。申請事由は経営拡張であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>譲受人が 6 ページの譲受人と同じ住所であるが、何か関係はあるのか。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>親戚関係であります。譲受人は新規就農者で、もともとは十文字に住んでおりましたが、三関でサクランボ、セリの生産を行いたいということで、現住所に転居したものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定及び開発事業計画を審議します。事務局</p>

<p>議 長</p>	<p>より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定及び開発事業計画について、朗読説明)</p> <p>議案書 15 ページをご覧ください。利用権設定は 1 件、面積は 3,794 m² であります。申請事由は経営拡張であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に議案書 16 ページ、議案付属資料は 3 ページから 10 ページをご覧ください。開発事業計画であります。セリの大規模栽培のため農業用作業場兼格納庫が必要であることから、利用権を設定する農地の一部を整備するための事業であります。計画地は、三関駅から北へ約 1.4km、三関インターから南へ約 1.9km に位置し、東側は田、西側は田、南側は水路、北側は田に接しております。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にありますが、湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業用施設用地）を行っております。事業計画は、農業用作業場兼格納庫 214 m²、運搬車両の転回場所・雪寄せ場・排水側溝 240 m² であります。事業費は用地借上費 100,000 円、造成・整地経費 228,120 円、施設建設経費 3,353,700 円、測量・登記経費 57,000 円、計 3,738,820 円。資金計画は自己資金 1,128,874 円、セリ生産ハウスを含めた補助金 10,130,000 円となっており、十分な資金があることを確認しております。被害防除計画は特になく、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は消雪用排水側溝から西側水路に放流して処理することとしており、計画については、特に問題はないものと考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、5 番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。</p> <p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、挙手)</p>

議 長	5 番 伊藤 秀郎 委員。
5 番	<p>議案第 11 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5 月 28 日、4 番 沓澤 弥 委員と私の 2 名、事務局 1 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工はなく、周辺の状況についても現状と被害防除計画を照らし合わせた結果、被害が発生しないものと思われ、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。利用権設定及び開発事業計画について、何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定及び開発事業計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定及び開発事業計画について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転及び開発事業計画の整理番号第 5 号と 6 号を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転及び開発事業計画整理番号第 5 号と 6 号について、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案書 17 ページをご覧ください。整理番号第 5 号と 6 号は、面積 2,214 m²であります。申請事由は経営拡張であります。売買価格については、</p>

総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に議案書 19 ページをご覧ください。開発事業計画整理番号第 5 号と 6 号、議案付属資料は 11 ページから 19 ページをご覧ください。事業拡大に伴い乾燥機の容量が不足することから、利用集積計画により取得した土地の一部に乾燥調整施設を整備するための事業であります。計画地は、湯沢市役所から西へ約 3 km、市立山田小学校から北へ約 2 km の宮渚集落の外苑に位置し、東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は水路に接しております。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にあります。湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業用施設用地）を行っております。事業計画は、市道からの乗入口を築造し、乾燥調整施設 240 m²、運搬車両の転回場所、資材等の仮置場、雪寄せ場等は 943 m²であります。事業費は用地取得費 692,000 円、造成・整地経費 3,000,000 円、建物建設経費 72,668,124 円、設計費 500,000 円、測量・登記経費 500,000 円、搬入費等諸経費 500,000 円、計 77,820,424 円であります。資金計画については、自己資金 3,360,124 円、借入資金 45,000,000 円、補助金 29,500,000 円となっており、十分な資金があることを確認しました。被害防除計画は、東側を法面保護、西側は市道からの乗入口を築造、この他十分な緩衝地を設けることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしており、計画については、特に問題はないものと考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、5 番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。

(5 番 伊藤 秀郎 委員、挙手)

議長

5 番 伊藤 秀郎 委員。

5 番

議案第 11 号の現地確認について報告いたします。

5 月 28 日、4 番 沓澤 弥 委員と私の 2 名、事務局 1 名とで現地確認をしてまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件につい

議 長	<p>ては、事前着工はなく、周辺の状況についても現状と被害防除計画を照らし合わせた結果、被害が発生しないものと思われ、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p> <p>質疑を行います。所有権移転及び開発事業計画について、何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、所有権移転及び開発事業計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転及び開発事業計画について、整理番号第 5 号と 6 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、所有権移転及び開発事業計画の整理番号第 7 号から 10 号、関連がありますので議案第 12 号農地法第 5 条「農地転用事業計画変更」を審議しますが、説明は両議案、一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転及び開発事業計画整理番号第 7 号から 10 号、議案第 12 号農地法第 5 条の農地転用事業計画変更について、朗読説明)</p> <p>高橋主幹 議案書 17 ページと 18 ページをご覧ください。整理番号第 7 号から 10 号は、面積 7,873 m²であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>

次に議案書 19 ページ、議案付属資料は 20 ページから 34 ページをご覧ください。事業拡大に伴い、利用集積計画により既存施設近くの土地を取得して畜舎を増設するための事業であります。計画地は山田字下宿川原と福島川原、三関インターから西へ約 600m、市立山田小学校から南東へ約 2.3km に位置し、東側は宅地、西側は道路、南側は畑、北側は畑に接しております。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にありますが、湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業用施設用地）を行っております。事業計画は、畜舎 2 棟 2,947 m²、堆肥舎 87.75 m²、リキット室 51.84 m²、浄化槽 434.12 m²であります。事業費は用地取得費 4,082,892 円、造成・整地経費 10,000,000 円、建物建設経費 460,273,000 円、設計費 3,000,000 円、測量・登記経費 1,000,000 円、計 478,355,108 円であります。資金計画については、自己資金 269,140,892 円、補助金 209,215,000 円となっており、十分な資金があることを確認しました。被害防除計画は、南側の農地に影響を与えないように建物を配置し、北・南側は法面保護を施す。また、東・北側に土砂が流出しないようにすることとしております。汚水は浄化槽、雨水は自然流下により処理することとしており、計画については、特に問題はないものと考えます。

次に議案書 21 ページをご覧ください。農地転用事業計画変更であります。議案付属資料は 35 ページと 36 ページをご覧ください。事業計画変更の事由は、許可を受けた土地が軟弱でなかなか強固にならない為、周辺を広く造成する工事が必要となり、隣地の土地も購入し、畜舎を建築する計画となったためであります。

変更後の内容につきましては、先ほどの説明のとおりであります。工期は令和 2 年 12 月 31 日までとなっております。意見書は議案付属資料 35 ページにありますが、変更後の転用事業による支障も認められず、とくに問題はないものと思われます。説明は以上です。

議 長

ここで、現地確認結果について、5 番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。

(5 番 伊藤 秀郎 委員、挙手)

議 長

5 番 伊藤 秀郎 委員。

5 番	<p>議案第 11 号及び議案第 12 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5 月 28 日、4 番 沓澤 弥 委員と私の 2 名、事務局 1 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工はなく、周辺の状況についても現状と被害防除計画を照らし合わせた結果、被害が発生しないものと思われ、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。所有権移転及び開発事業計画、第 5 条の農地転用事業計画変更について、何かご質問ございませんか。</p>
2 番	<p>畜舎増設にたいして、ほかに許可は必要ないのか。</p>
高橋主査	<p>畜舎の増設に限ったものではありませんが、羽後町に畜舎が多いことから、規制する法令があるのか問い合わせたところ、法的な許可は必要ないとのことであります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、初めに所有権移転及び開発事業計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転及び開発事業計画について、計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、農地法第 5 条の農地転用事業計画変更について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 12 号農地法第 5 条の農地転用事業計画変更承認申請については承認することと致します。</p> <p>次に、議案第 12 号、5 条所有権移転を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 12 号の 5 条所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 22 ページをご覧ください。5 条所有権移転は 1 件、議案付属資料は 37 ページから 47 ページをご覧ください。申請内容は現在、アパートに住んでいるが、手狭になったため、申請地を取得して住宅を建築するための転用です。申請地は、若葉町 106-1、地目は田、面積 385 m²であります。湯沢南中学校から北に約 0.3km、湯沢市役所から南西に約 2.3km に位置し、東側は道路、西側は水路、南側は宅地、北側は宅地に接しております。農地区分は、都市計画区域・第 1 種中高層住宅専用地域となっていることから第 3 種農地と判断しました。事業計画は、盛り土高 0.2 m、土量 77 m³の造成を行い、一般住宅 67.08 m²となっております。事業費は用地取得費 5,000,000 円、造成・整地経費 1,000,000 円、建物建設経費 14,600,000 円、設計費 250,000 円、測量・登記経費 150,000 円となっております。資金計画は全額金融機関からの借入となっております。被害防除計画については、東側は道路、南・北側は隣接する宅地にすり付け、西側は土留めを施すこととしております。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理することとしております。申請地は第 3 種農地であり、内容についても、特に問題がないものと考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、5 番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。</p>


議 長	<p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、挙手)</p> <p>5 番 伊藤 秀郎 委員。</p>
5 番	<p>議案第 12 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5 月 28 日、4 番 沓澤 弥 委員と私の 2 名、事務局 1 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 12 号、5 条所有権移転について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 12 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。次に、議案第 13 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>


<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 13 号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第 13 号「非農地証明願いについて」農地法第 4 条及び同法第 5 条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第 2 条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和元年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案書 24 ページ、議案付属資料は 48 ページから 53 ページをご覧ください。申請地は、駒形町字大倉新山 54-2、54-3、地目は畑、面積 8,644 m²であります。土地の状況は 54-2 は昭和 40 年代、54-3 は昭和 20 年代より山林として使用しているものです。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、5 番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、挙手)</p> <p>5 番 伊藤 秀郎 委員。</p>
<p>5 番</p>	<p>議案第 13 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>5 月 28 日、4 番 沓澤 弥 委員と私の 2 名、事務局 1 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請地は周辺山林と一体化していることから、農地の利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 13 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 13 号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 13 号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 58 分終了)</p>
-----	---

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和元年6月13日

議長 半田好廣 

署名委員 15番 佐藤栄子 

署名委員 16番 瀬川等 